

茨城県化学肥料削減緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

茨城県化学肥料削減緊急支援事業の実施については、茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第3 支援金の支給額

支給対象者への支援金の支給は、交付要綱第8条第1項の規定により書類審査等を行い、支援金の支給額が決定したのから順次支払うものとする。

第4 取組の確認

交付要綱第7条第4号及び第11条に定める支援金の支給に係る取組の確認等については、以下のとおり行うものとする。

- 1 知事は、支給対象者の5%程度を抽出し、化学肥料削減計画書に記載された項目の取組状況を確認する。
- 2 知事は、1の確認にあたり抽出した支給対象者に対し、参考様式第1号に定める茨城県化学肥料削減緊急支援事業取組実施状況報告書を作成させ、令和7年3月末日までに提出させるものとする。

第5 証拠書類の保管

支給対象者は以下に掲げる書類を作成又は収集し、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

- (1) 交付要綱別記1の第1の1の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）
- (2) 支援金の支給額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

第6 支援金の返還

- 1 知事は、支援金の交付を受けた支給対象者が、支援金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該支援金の返還を求めるものとする。
 - (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された支援金のうち、要件

を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。

- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
 - (3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰さない事情により、取組計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。
- 2 知事は、支給対象者が支援金を返還する必要がある場合には、交付要綱第 13 条の規定により、当該支給対象者に速やかに通知し、支援金の返還を求めるものとする。

付則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

参考様式第1号

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所（所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）

茨城県化学肥料削減緊急支援事業取組実施状況報告書

茨城県化学肥料削減緊急支援事業実施要領第4の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・その他知事が必要と認める書類

茨城県化学肥料削減緊急支援事業取組実施状況報告書

第1 作付概要

作物名	取組面積 (ha)

第2 取組実績

取組メニュー	取組の実績
ア 土壌診断による施肥設計	
イ 生育診断による施肥設計	
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	
エ 堆肥の利用	
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）	
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む。）の利用	
ク 緑肥作物の利用	
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	
コ 低成分肥料（単肥配合を含む。）の利用	
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む。）	
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	

セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。）	
---	--

(注) 実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを、使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

第3 化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画

--